

福島現地視察報告書

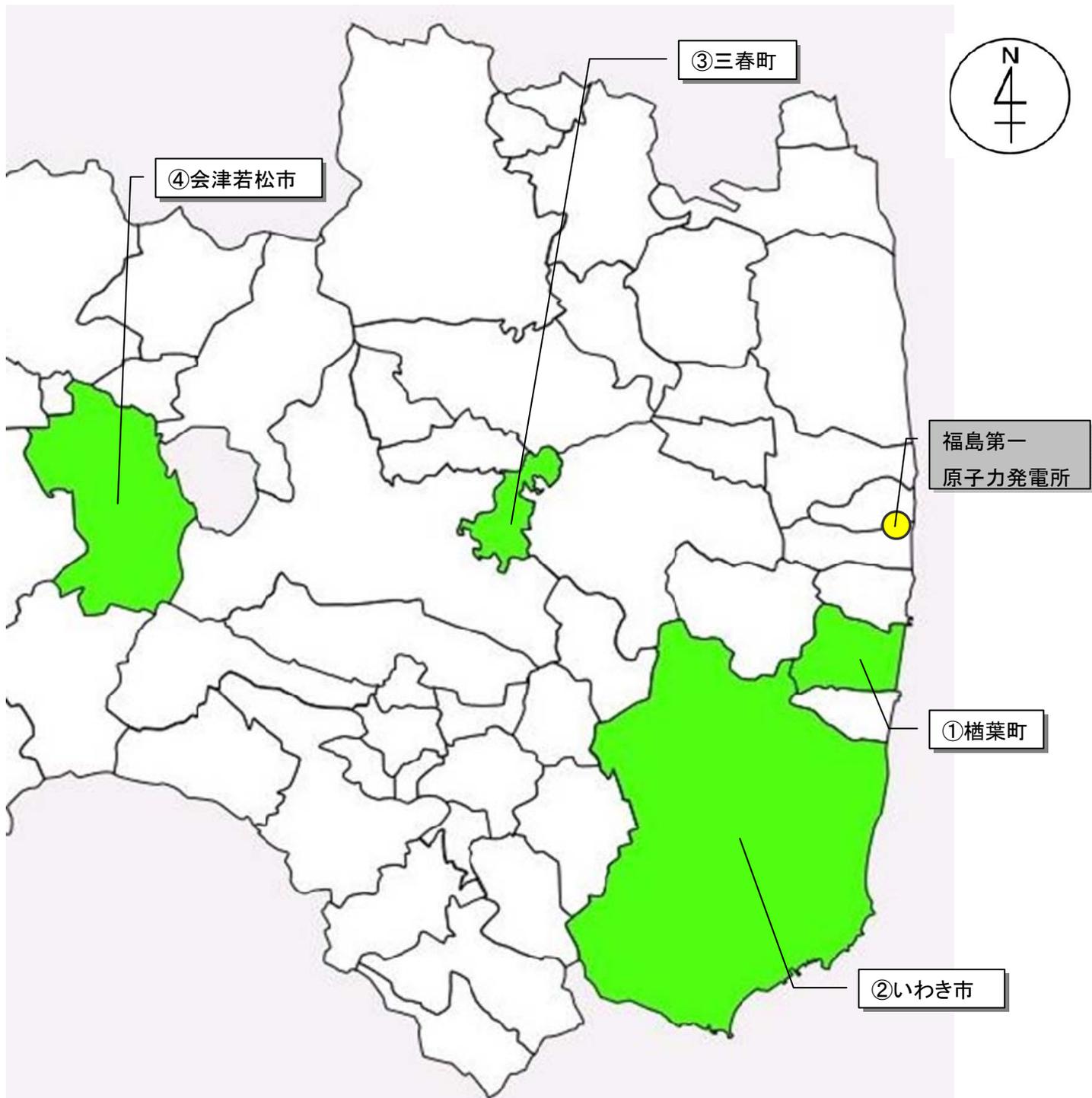
平成25年7月31日

市町村による原子力安全対策に関する研究会
実務担当者グループ

目 次

○ 視察先位置図	1
○ 視察メンバー	2
I 視察概要	3
II 視察結果概要	
○ 檜葉町	4
○ いわき市	8
○ 三春町	14
○ 会津若松市	17

○ 視察先位置図



○ 視察メンバー（17市町村と県の実務担当者等 27人）

市町村名	所 属	職 名	氏 名
長岡市	原子力安全対策室	室長	小嶋 洋一
		特命主幹	星 雅人
		総括主査	吉田 孝行
		主任	廣瀬 幸博
		主事	丸山 洋裕
新潟市	危機管理防災局危機対策課	係長	南沢 勇一
		主査	飯原 寛
上越市	防災危機管理部防災計画課 原子力防災対策室	室長	五十嵐 裕
		主事	阿部 浩二
三条市	総務部行政課防災対策室	室長	藤井 勲
小千谷市	危機管理課	主査	丸山 真也
十日町市	総務部防災安全課	課長補佐	佐藤 晃
見附市	企画調整課	主査	堀江 康浩
村上市	総務課	主査	鍋倉 直也
妙高市	総務課危機管理室	課長	西澤 澄男
		主査	田中 宏顕
五泉市	総務課	主査	吉井 総信
阿賀野市	総務課	係長	羽田 正佳
佐渡市	総務課防災危機管理室	主任	秋場 和久
魚沼市	総務課危機管理室	係長	桜井 秀人
南魚沼市	総務課	防災主幹	宮田 篤
聖籠町	生活環境課	主事	宮下 純一
阿賀町	総務課	課長補佐	真田 政弘
出雲崎町	総務課	主任	小黒 修
新潟県	原子力安全対策課	主査	大滝 勝芳
新潟県市長会 町村会		町村会事務局次長	田中 正昭
		市長会主査	武藤 正幸

I 視察概要

視察目的

市町村研究会では、緊急時の情報伝達や安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用など、原子力災害時における実際の対応を学び、住民の避難対策等に生かすため、昨年引き続き実務担当者による福島県内の視察を実施した。

1 視察期日等

(1) 視察期日、視察場所

期 日	場 所
平成 25 年 7 月 4 日 (木)	① 福島県楡葉町 ② 福島県いわき市
平成 25 年 7 月 5 日 (金)	③ 福島県三春町 ④ 福島県会津若松市

※P1「視察先位置図」参照

(2) 視察先の状況（市（町）勢概要、福島第一原子力発電所からの距離 等）

2 視察項目

(1) 原発事故に係る対応

- ① 情報伝達について（国や県、東京電力(株)（以下「事業者」という）からの連絡状況、住民への情報伝達方法）【楡葉町、三春町】
- ② 緊急避難について（避難判断の経緯、災害時要援護者への対応）【楡葉町】
- ③ 安定ヨウ素剤について（配布・服用）【楡葉町、いわき市、三春町】
- ④ 避難者受入れについて（避難所開設、スクリーニング等）
【いわき市、三春町、会津若松市】
- ⑤ 役所機能移転について【楡葉町】
- ⑥ 除染対策について【会津若松市】
- ⑦ 風評被害対策について【会津若松市】

(2) 今後の防災対策【いわき市、三春町、会津若松市】、今後の帰町に向けた考え【楡葉町】

- ① 地域防災計画等について（経験を生かした対策、現在の検討状況）
【いわき市、三春町、会津若松市】
- ② 安定ヨウ素剤について（備蓄・配布状況、実効性を考慮した国県町の役割等）
【いわき市、三春町】
- ③ 避難者受入れについて（準備しておくべき事項・物品、避難所の選定基準）
【いわき市、三春町、会津若松市】

(3) その他

II 視察結果概要

○ 楡葉町

1 視察期日等

(1) 視察期日、視察場所

- ・視察期日 平成 25 年 7 月 4 日（木）
- ・視察場所 楡葉町役場（楡葉町大字北田字鐘突堂 5-6）、楡葉町内

(2) 視察先の状況

① 町勢概要

- ・人口 7,700 人（平成 22 年国勢調査）
- ・世帯数 2,576 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・面積 103.45 km²
- ・職員数 113 人（平成 24 年福島県市町村要覧）

② 福島第一原子力発電所からの距離

福島第一原子力発電所から、南へ約 12km（一番近いところで）に位置している。平成 24 年 8 月 10 日に警戒区域が解除され、避難指示解除準備区域に指定されている。

また、福島第二原子力発電所の 1 号機と 2 号機が立地している。

③ 避難状況

ア 主な住民避難経緯

- ・3 月 12 日 福島第一原発や近隣町村の状況等から、町独自で全町避難を決定
16:00 頃までにほとんどの町民が、いわき市に避難
- ・3 月 16 日～ 姉妹都市である会津美里町へ段階的に移動

イ 避難者数（平成 25 年 6 月 14 日現在）

- 県内への避難人数： 6,536 人（内 いわき市 5,802 人）
- 県外への避難人数： 1,061 人（内 新潟県 72 人）
- 計： 7,597 人

④ 仮設住宅

- ・いわき市 13 か所
- ・会津美里町 1 か所

2 視察項目

(1) 原発事故に係る対応

① 情報伝達について（国県・事業者からの連絡、住民への伝達手段）

ア 事業者からの連絡

- ・原災法第 10 条通報のみ固定電話、FAX にて連絡があった。
- ・町の要請を受けて 3 月 11 日の午後 10 時 30 分頃に事業者から職員 2 人の派遣があり、以降常駐して原発の状況説明がなされた。

- イ 国・県からの連絡
 - ・国や県から原発事故に係る連絡はなかった。
- ウ 住民への情報伝達
 - ・屋外に設置している同報系防災無線（屋外拡声器）、職員や消防団員の巡回により、住民広報を行った。
- ② 緊急避難について（避難判断の経緯、災害時要援護者への対応）
 - ア 一次避難（楢葉町～いわき市）
 - ・3月12日午前5時44分に内閣総理大臣が福島第一原子力発電所から10km圏内の避難を指示したことから、楢葉町はその区域外ではあるものの、避難区域拡大を懸念し、災害対策本部会議を開催して単独の避難について検討し、災害時応援協定を結んでいる「いわき市」に避難することを決めた。
 - ・いわき市長へは、町長が直接電話で協議し、避難場所を確保した。
 - ・中央台南小学校等8か所に避難し、町の災害対策本部を同校に設置した。
 - イ 二次避難以降
 - ・3月16日から姉妹都市であり、災害時応援協定を締結している会津美里町へ段階的に移動した。
 - ウ 災害時要援護者などへの対応
 - ・自主避難が困難な住民については、町所有のマイクロバスで、いわき市との間をピストン輸送した。通常40分位で往復できるが、国道6号線が通行不能であり、山間部の道路を使用したため4～5時間を要した。
- ③ 安定ヨウ素剤について（配布・服用）
 - ア 国・県からの連絡状況
 - ・国、県から配布、服用の指示はなかった。
 - イ 配布・服用状況
 - ・3月15日、町の判断で40歳未満の住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用については改めて指示することを伝えた。
 - ・町から配布したが、服用指示は出していない。また回収もしていないため、実際のところ、服用したかどうかは確認できていない。
- ④ 役場機能移転について
 - ・3月12日のいわき市への全町避難にあわせ、いわき市中央台南小学校に災害対策本部を移動していたが、避難所としていた小中学校が再開する等の理由から、3月25日に姉妹都市である会津美里町本郷庁舎へ災害対策本部を移動した。またいわき市と会津美里町に楢葉町出張所を開設した。
 - ・町職員は、会津美里町に75～76名、いわき市に30名程度を配置した。いわき市には避難住民が多く、苦情等の対応で苦勞した。
 - ・平成24年1月8日に災害対策本部を再度いわき市に移し、現在ほとんどの職員がいわき市の出張所に勤務している。

(2) 今後の帰町に向けた考え

- ・震災及び原子力災害からの復旧・復興のための「楢葉町復興計画（第二次）」を平成25年5月に策定した。今後本計画を基に帰町判断を行う。今のとこ

ろ帰町を平成 27 年 4 月という格好で動いている。

- ・除染については、町内 20 行政区を対象に、昨年から実施しており、今年の 9 月までに 14 行政区、また今年度内に 6 行政区で完了する予定である。
- ・除染やインフラ整備を行うだけでなく、雇用や医療面等の整備も必要であるので、進めていきたい。
- ・隣の広野町では、緊急時避難準備区域が早々に解除されたが、さほど住民は戻ってきていない。
- ・楢葉町では、帰町の意向調査を実施したが、今の段階で、「戻る」が 40%、「戻らない」が 40%、「どちらとも言えない」が 20%となっている。時間の経過により、住居のねずみ被害等が相当でており、全町避難が長くなればなるほど帰町は難しくなるのではないかと感じている。

(3) その他

① 特に苦勞された点

- ・津波や原子力災害等の複合災害により、町域の境界を越えて避難することになったこと。
- ・体育館等の避難所では、高齢者が肺炎を患ってしまい、担当職員は対応に尽力していた。

② 鈴木環境防災課長との質疑

(全町避難の判断)

- ・連絡員として町に派遣されていた東京電力福島第二原発の職員から得た福島第一原発の情報や近隣町村の状況等から、いずれ福島第二原発も同じような状況になると考え、町独自の判断で、いわき市と連絡を取りながら全町避難した。この対応については、間違いはなかったと考えている。

③ 天神岬にて楢葉町の津波被災状況視察

(参考：家屋等の被災状況)

地区名	波倉	下井出	北田	前原	山田浜	下倉埜	計
津波被災家屋（世帯）	25	17	7	42	32		123
犠牲者（人）	8			1	3	1	13

④ 前原仮置場（災害廃棄物）視察

- ・楢葉町全域は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染廃棄物対策地域に指定され、対策地域内廃棄物（災害廃棄物、自宅の片付けごみ、除染廃棄物等）は、国が処理している。
- ・災害廃棄物（津波被災地域の災害廃棄物）は、平成 25 年 3 月 18 日に回収を開始し、6 月 30 日に終了。約 16,000 トンの災害廃棄物を回収済みであり、楢葉町内 2 箇所（波倉、前原）の仮置場に保管している。

⑤ 大谷仮置場（除染廃棄物）視察

- ・除染廃棄物は、国による直轄除染を平成 24 年 7 月 25 日に開始して以来、発生した除染廃棄物は各行政区単位で整備した除染廃棄物仮置場に保管している。

⑥ 視察状況写真



↑ 檜葉町と意見交換を行った、避難指示解除準備区域内にある檜葉町役場。



↑ 説明していただいた檜葉町鈴木環境防災課長。



↑ 意見交換には研究会、県、及び市長会・町村会職員の計 27 人が出席。報道機関 1 社が同席した。



↑ 天神岬から見た津波被災地、中央に仮置場が見える。



↑ 環境省福島環境再生事務所浜通り南支所の廃棄物担当者による仮置場の説明。



↑ 除染により発生した除染廃棄物の仮置場。集められた大型土のう袋。

○ いわき市

1 視察期日等

(1) 視察期日、視察場所

- ・視察期日 平成 25 年 7 月 4 日（木）
- ・視察場所 いわき市役所 第 8 会議室（いわき市平字梅本 21 番地）

(2) 視察先の状況

① 市勢概要

- ・人口 342,249 人（平成 22 年国勢調査）
- ・世帯数 128,480 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・面積 1,231.35 km²
- ・職員数 3,590 人（平成 24 年度福島県市町村要覧）

② 福島第一原子力発電所からの距離

福島第一原子力発電所の南側に位置し、おおむね半径 30 km 圏内に 3 地区（川前、小川、久之浜・大久の一部）がある。

2 視察項目

(1) 原発事故に係る対応

① 安定ヨウ素剤について

ア 配布判断の経緯

- ・3月12日 県が避難する方を対象に安定ヨウ素剤を配布することについて、国と協議を始めた。いわき市としても国等からの指示がなくても準備が必要と考え、配布に関して準備を始めた。
- ・3月13日 安定ヨウ素剤の配布等について保健所内協議。
- ・3月14日 安定ヨウ素剤の配布等について、医師会及び薬剤師会と協議。
- ・3月15日 4:00 に空間線量が 23.72 μ Sv/h になったことを受け、市独自に安定ヨウ素剤を配布する方針を決定した。
- ・3月18日 安定ヨウ素剤配布開始

イ 配布方法

- ・自治会組織を利用して配布した。

ウ 服用指示

- ・いわき市は福島第一原発から距離が離れており、安定ヨウ素剤の服用が必要な状況ではなかったが、市民の間には不安が広がっていた。
- ・服用が必要な場合は広報車やサイレンで周知するのでそれまでは服用しないよう住民に指示した。

② 避難者の受け入れについて

ア 避難所開設

- ・ 3月12日に市内127カ所の避難所に、最大1万9,813人が避難した。
- ・ 避難所の運営は職員2名体制であったが、規模の大きいところは増員して対応した。
- ・ 震災当日、避難所では備蓄していた乾パン等を提供していたが、3月12日からは市の調達した米などで炊き出しを開始した。
- ・ 3月12日に榎葉町長からいわき市長に榎葉町民の受入依頼があり、平地区で受け入れた。
- ・ 正式に受入依頼があったのは榎葉町だけで、その他の町村の住民は原発事故の進展に伴い、徐々にいわき市へ避難してきていた。
- ・ 市内の避難所では、地震や津波により避難したいわき市民と原発事故の影響で双葉郡から避難してきた人が混在していた。
- ・ 避難所での一時提供住宅の提供等の住宅斡旋に関して、いわき市民以外の方も混在していたことから、いわき市民のみでなく市外の方へも斡旋した。
- ・ 現在、市内には原発が立地している双葉郡等からの避難者約24,000人が住んでいる。
- ・ 震災が起こるまでは他市町村から避難者を受け入れることは想定していなかった。

イ スクリーニング

- ・ 3月13日からスクリーニングを実施した。
- ・ スクリーニングの結果、除染が必要な場合に備え、自衛隊の協力を得て除染設備を併設して対応した。
- ・ 当初20km圏内からの避難者を対象としていたが、市民の安全・安心の確保に努めるため、希望する市民にも対応した。

ウ 要援護者への対応

- ・ 災害時要援護者の対応、病院や社会福祉施設の避難などは地域防災計画に記載があったわけではない。在宅者の対応も地域包括支援センターの職員や民生委員などが安否確認の中で、避難所への誘導であるとか食糧の配布などを行った。
- ・ 介助を要する方は通常の避難所で生活できないので、福祉避難所へ誘導した。

エ その他

- ・ 3月13日に市独自判断で、久之浜・大久地区住民すべてに自主避難を要請した。
- ・ 30km圏内の川前、小川、久之浜・大久の3地区は優先して除染作業が行

われている。

- ・ 震災以前のいわき市の地域防災計画には原子力災害については、それほど詳しく記載されていたわけではない。

(2) 今後の防災対策

① いわき市原子力災害避難計画【暫定版】について

ア 計画の概要

- ・ 福島第二原発における原子力災害のみの単独災害を想定した避難計画ということで作成した。福島第一原発は国の取扱いが未定であることから今後国の動向を踏まえ対応を検討する予定。
- ・ 先般の原発事故では最大で 30km 圏内まで屋内退避指示の区域が拡大したことから、本計画では概ね 30km 圏内を避難対象区域とした。
- ・ 今年度県が広域避難計画を策定するので、市内全域を対象とした広域避難計画はそれに合わせ策定することとし、本計画では市外への広域避難を想定せず、いわき市内で避難を完了させることとした。

イ 震災の経験を盛り込んだ点

- ・ 30km 圏内については自主避難を要請し、1 日～2 日の間に避難計画を作って実際避難をさせたことが経験として一番大きい。
- ・ 事前に市内の区域設定が必要。どういった単位で避難をさせるのか。どこに人を集め、どこに避難させるのか。これが事前に定まっていなくて伝達漏れもあるし、住民も避難できないのでそこを明確にする必要があった。
- ・ 段階的避難に対応した避難計画を策定した。10km 範囲に避難指示を出した場合どの行政区まで避難するのか等について予め定めておく。行政区も含めて人口も算出しておく。行政も住民も認識を共有しておくことが大切であった。

ウ 今後の課題

- ・ 30km まででなく 40km、50km も避難対象区域としたい。
- ・ 避難対象者 6,000 人のうちバス利用者は 1 割程度であり、ほとんどの方が自家用車避難であったことから、自家用車避難を検討したい。自家用車避難を基本とすると、避難路をどうするのかという問題も出てくるので、今後検討したい。
- ・ 震災当日は、要援護者の対応ができず、翌日以降の対応となった。今回は自主避難であったが、一般の方と同時に避難させることができるかどうか、今年度の計画では考えたい。

② 安定ヨウ素剤について（備蓄・配布状況）

- ・平成11年9月の東海村のJC0の臨界事故を契機に、ヨウ素剤を独自に210万丸確保していた。その後平成17年度に見直しを行い40歳未満1回分、約20万丸を用意していた。

(3) その他

① 特に苦勞された点

- ・地震・津波対応に追われている中での原発対応だったので、職員など役割分担が非常に難しかった。
- ・情報共有ができなく、1週間から2週間は混乱した。
- ・安定ヨウ素剤は備蓄していたが、情報が少なく、配布の判断などに苦慮した。
- ・乳幼児に配布する安定ヨウ素剤は丸錠のままでは配布できないので、シロップに溶かして準備をした。対象者が15万3千人いるので、小分けの作業に時間を要した。
- ・安定ヨウ素剤の配布方法、服用の指示をどのように出すかなどについて検討する時間が必要であった。
- ・スクリーニングの実施にあたり一定のルールはあったが、車や犬や猫などを測ってほしいと言われ、対応に苦慮した。
- ・屋外でスクリーニングをやっていた箇所もあり雨天の対応が大変だった。また、駐車場の確保も大変であった。
- ・いわき市も30km圏内であったことから、風評被害がありガソリンなども逼迫する状態になった。救援物資も届かない、職員も線量がどの程度なのかわからないなど1週間くらいは不安の中で対応をしていた。
- ・当時いわき市はEPZに含まれていなかったため、事前に十分な対策をとっておらず、円滑な災害対応ができなかった。

② 藁谷原子力災害対策課課長補佐、田子保健所放射線健康管理センター所長補佐、猪狩原子力災害対策課主査との質疑

(在宅の災害時要援護者について)

- ・久之浜・大久地区は、自治会、自衛隊等の協力により、自主避難を要請した3月13日の翌日には全戸確認が完了した。

(安定ヨウ素剤について)

- ・当初配布した安定ヨウ素剤はH23.12で期限が切れたため、H24.1以降は郵送（配達記録）で配布している。当面は配布した安定ヨウ素剤の家庭備蓄を続ける。
- ・事故後は乳幼児用にアンプルを作成したが、現在は、錠剤を砕いて服用するよう通知している。
- ・期限切れの安定ヨウ素剤の回収率は70～80%。10%程度は紛失したと連

絡があった。

(避難計画について)

- ・ バス避難については、市内バス会社からの借り上げを想定しているが、路線バスをすぐに避難用に転用するのは難しいといった課題もあり、本当の実効性の確保はこれから詰めていきたいと考えている。
- ・ 学校は独自の避難計画を持っているが、病院や福祉施設、会社などはどのような計画を作ればいいのかわからないと思われる。国でガイドラインを示すよう要望していきたい。
- ・ 昼の避難については、民生委員や区長に頼ることになるが、体制が十分ではない。一定のルールが必要と感じている。
- ・ UPZ の避難は国の指針どおり PAZ 避難の後になるが、事故発生後は渋滞や道路の損傷などで避難に時間がかかったことから、複数の避難路を考慮しておく必要がある。

(職員研修について)

- ・ 市全体で放射線対策を行ってきたため、職員は一定の知識を有していると認識しているが、スキルアップのために放射線アドバイザーを活用し、放射線の基礎知識やサーベイメータの使い方等について各課数名程度を対象に定期的に研修を実施している。今後も継続したいと考えている。

③ 視察状況写真



↑いわき市を代表して館（たて）危機管理室長あいさつ



↑藁谷（わらがい）原子力災害対策課課長補佐から避難者受け入れについて説明を受ける



↑田子（たご）保健所放射線健康管理センター所長補佐から安定ヨウ素剤の対応について説明を受ける



↑猪狩（いがり）原子力災害対策課主査からいわき市原子力災害避難計画【暫定版】の説明を受ける



↑研修会の様子



↑質疑の様子

○ 三春町

1 視察期日等

(1) 視察期日、視察場所

- ・視察期日 平成 25 年 7 月 5 日（金）
- ・視察場所 三春交流館「まほら」小ホール（田村郡三春町字大町 191 番）

(2) 視察先の状況

① 町勢概要

- ・人口 18,191 人（平成 22 年国勢調査）
- ・世帯数 5,502 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・面積 72.76k m²
- ・職員数 154 人（平成 24 年福島県市町村要覧）

② 福島第一原子力発電所からの距離

福島第一原子力発電所の西側に位置し、おおむね半径 45 km から 55 km 圏内の距離にある。

③ 避難状況

- ・3 月 11 日 地震の影響で、町内 4 か所の避難所（三春交流館「まほら」、福祉会館、岩江センター、下舞木集会所）に 144 人が避難。
- ・3 月 14 日 すべての避難者が帰宅し、避難所を閉鎖。
- ・原子力発電所事故の影響で、町外へ避難した世帯もあった（28 世帯 65 名）。

④ 仮設住宅

- ・町内 15 か所に 770 戸（葛尾村 440 戸、富岡町 330 戸）の応急仮設住宅を建設。
- ・平成 25 年 4 月 12 日現在、葛尾村 411 戸（854 人）、富岡町 228 戸（400 人）が入居。

2 視察項目

(1) 原発事故に係る対応

① 情報伝達について（国県・事業者からの連絡）

ア 事業者からの連絡

- ・事業者からの原発事故に関する連絡は一切なかった。

イ 国県からの連絡

- ・国県からの原発事故に関する連絡は一切なかった。

ウ その他

- ・原発事故に関する情報は、テレビや新聞、インターネットから収集した。
- ・町民に対しては、防災行政無線及びチラシを用いて情報を提供した。

② 安定ヨウ素剤について（配布判断の経緯・服用指示）

ア 配布判断の経緯

- ・大熊町等からの避難者が安定ヨウ素剤を持参していたため、保健師を中心にヨウ素剤の効用・副作用等の情報収集を行った。

- ・町に備蓄がなかったため、県が備蓄していたものを使用することとした。
- ・3月14日、県から安定ヨウ素剤を受領。課長会議等で検討し、配布を決定。
- ・対象世帯は、40歳以下の者がいる世帯（3,303世帯）。
- ・配布の方法は、各地区の集会所等に受け取りに来るよう防災行政無線による周知のほか、各地区の区長会等の協力を得て、対象となる全ての世帯にチラシを配布。

イ 服用指示

- ・国県からの配布・服用に関する指示はなかった。
 - ・3月15日、原子力発電所の水素爆発を受けて、同日午後1時から配布を開始し、すぐに服用するよう指示。
 - ・同日午後6時に配布終了。対象世帯のうち3,134世帯に配布。
- ③ 避難者受入れについて（避難所開設、スクリーニング、要援護者への対応）

ア 避難所開設

- ・3月12日 相双地区からの避難者受入れを開始。
一次避難所：最大9か所 約2,000人（平成23年7月9日閉鎖）
二次避難所：最大7施設 172人（平成23年9月30日閉鎖）
※町内のホテル、旅館
- ・一次避難所の運営にあたっては、炊き出しなどで各地区の自主防災会の協力を得た。
- ・三春町で受入れができない避難者は郡山市の避難所へ誘導した。

イ スクリーニング

- ・スクリーニングについては3月15日以降、各避難所にて実施した。

ウ 要援護者への対応

- ・施設入所者などの要援護者については、一般の避難者と避難所を分けて対応した。

(2) 今後の防災対策

- ① 地域防災計画について（経験を活かした対策）
- ・震災後に、初動体制や災害対策本部体制の見直しを行い、平成24年3月に計画の修正を行った。
 - ・今後、原子力災害対策や広域避難についての検討を行い、平成25年度内に修正を行う。
- ② 安定ヨウ素剤について（実効性を考慮した国県町の役割、事前配布の検討）
- ・どのようなタイミングで配布するかどうかの体制づくりは必要と考えているが、安定ヨウ素剤の事前配布や備蓄までは検討していない。
 - ・国県はいつでも市町村に配布できるような体制を構築すべき。
- ③ 避難者受入れについて（準備しておくべき事項・物品、避難所の選定基準）
- ・原発事故に関する避難者の受入れは長期間になることが予想されるため、プライバシーの確保や衛生用品等の細やかな配慮が必要である。また、備蓄しているものだけでは対応できない可能性もあるため、調達先の確保も必要になる。

- ・避難所の選定は長期化を想定し、長く滞在できるような施設が望ましい。

(3) その他

① 橋本副町長、佐久間総務課長、遠藤自治防災グループ長との質疑

(避難について)

- ・避難手段は様々だったが、マイカーでの避難が多かった。受入れができなかった避難者については、三春町長が郡山市長と連絡を取り合い受入れ先を確保した。

郡山市へは自衛隊の車両で約 1,500 人が避難した。

(安定ヨウ素剤について)

- ・町内外の医師や薬剤師、保健師が相談し、服用しても命に関わるような副作用は無いとのことだったため、町独自に配布、服用を判断した。
- ・服用のタイミングは、風向きや天候等を考慮することとなるが、一市町村で判断するのは難しい。三春町は発電所から 50 k m 離れていて時間的な余裕もある。原発からの距離に応じた対応を国が責任を持って行うべきと感じている。

(地域防災計画の見直しについて)

- ・町職員を対象とした研修は特に行ってはいないが、地域防災計画の内容については各課に配布しており、各課長から説明をしてもらっている。
- ・原子力災害対策編は新たに加えることになるが、おそらく避難がメインの計画になる。

② 視察状況写真



↑三春交流館「まほら」



↑長岡市小嶋原子力安全対策室長があいさつ



↑ご説明いただいた橋本副町長（右）と佐久間総務課長（左）



↑意見交換会の様子

○ 会津若松市

1 視察期日等

(1) 視察期日、視察場所

- ・視察期日 平成 25 年 7 月 5 日（金）
- ・視察場所 会津若松市生涯学習センター（会津若松市栄町 3 番 50 号）
稽古堂 研修室 3

(2) 視察先の状況

① 市勢概要

- ・人口 126,220 人（平成 22 年国勢調査）
- ・世帯数 47,891 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・面積 383.03 km²
- ・職員数 990 人（平成 24 年福島県市町村要覧）

② 福島第一原子力発電所からの距離

福島第一原子力発電所の西側に位置し、市域の大部分はおおむね半径 100 km 圏内の距離にある。

③ 災害対策本部の設置 平成 23 年 3 月 11 日（金）

会津若松市生涯学習センター稽古堂内に本部設置

※防災計画では市役所本庁に災害対策本部を設置するよう定められているが本庁が昭和 12 年の建築物であり、耐震性に不安があったため、生涯学習センター稽古堂に災害対策本部を設置した。

2 視察項目

(1) 原発事故に係る対応

① 避難者受入れについて

ア 避難所開設

- ・発災当日、原発事故は発生していないため、避難の対象は会津若松市民であった。
- ・地震による避難者は一週間程度でほぼいなくなったが、その間に発生した福島第一原発事故の影響により、原発立地市町村の方を中心に避難者を受け入れた。特に大熊町に関しては住民のほか、行政機能も受け入れを行った。
- ・炊き出し等については、自主防災組織や地域のボランティア等の援助をもらいながら対応した。炊き出しは多くの人手が必要であるため、時間の経過に伴い、弁当に切り替えている。
- ・避難者の中でも妊婦の方、小さな子どもがいる世帯、障害児がいる世帯は体育館での共同生活が難しいため、個室型の避難所を提供した。
- ・支援活動については、災害時に協定を結んでいる医師会・薬剤師会等に協力をいただいて健康相談を実施した。毎日、医師を含んだチームで、避難所を巡回して、体の不調を訴える方に対応した。時間の経過により避難

者が落ち着きを取り戻してからは、市の保健師が中心となって対応していった。他には、教育相談、福祉巡回相談、雇用賃金・金融説明会などの各種相談業務を実施した。

イ スクリーニング

- ・ 県会津保険福祉事務所が主体となり実施。発災当初の3月13日は、県の対応が行き届かず、会津若松市から各病院にスクリーニングの実施をお願いしていた。その後、県が対応するようになった。
- ・ 会場については、会津大学、あいづドーム等の駐車場が広い施設を選定して対応した。スクリーニングの実施で発生した問題は、1日に検査ができる人数は600人程度で、順番待ちの中で不平不満が出た。ただし、マンパワーが必要な作業であるため、対応としてはやむを得なかった。
- ・ 検査結果としては部分的な拭き取り除染を要するレベルの方が29人。全身除染を要する方は0人であった。

ウ 要援護者への対応

- ・ 福祉避難所の開設：身体障害者療護施設アガッセと協定を結び対応。
- ・ 透析患者への対応：透析患者数を把握し、各病院でネットワークを構築して対応。
- ・ 避難所における対応：避難所の入所時に会津若松市の保健師が面談を行い、体調や持病を確認し、妊産婦には個室を提供するなど、必要な対応を行ってきた。

エ 大熊町（行政機能）の受け入れ

（ア） 主な経過

- ・ 3月24日 大熊町長及び福島県から避難住民の移転並びに役場機能の受入について支援要請を受けた。
- ・ 4月5日 役場機能移転（大熊町会津若松出張所を開所）
- ・ 4月16日 学校機能移転（大熊町立幼稚園・小中学校の入学式）
- ・ 4月19日 行政サービス調整に係る市と町の事務打合せの開始

（イ） これまでの経過説明

- ・ 大熊町で特徴的な事は自前の学校を開設出来たことである。
多くの児童、生徒とその保護者が会津若松市に来られた。ピーク時には4,000人を超える住民が来られている。5月31日現在では2,805人に減少しているが、要因は職場がいわき市周辺にある方が多いこと。また、原発で働いている方も多かった。今も廃炉作業に従事している方もおられる。子どもの進学に伴って、家族が転出するケースも非常に多かった。
- ・ 会津若松市と大熊町の二重行政になりそうな項目を洗い出し89項目について協議を行った。
 - （i）大熊町が町民に自ら行政サービスを提供するもの
 - （ii）大熊町からの依頼に基づき、会津若松市が大熊町民に対して提供するものに整理し、費用負担を協議した。
- ・ 平成23年8月に原発避難者特例法が成立（平成24年1月施行）したこ

とにより、医療・福祉関係の9事務と教育関係の2事務については、避難先自治体が行政サービスを提供することになった。

- ・平成24年9月に長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会が設置され、国・県・会津若松市・大熊町で協議を行っている。
- ・仮設住宅が会津若松市内に825戸あり、623戸が入居している。入居率は75%である。減少傾向にあるが未だに75%という高率になっている。
- ・第一次復興公営住宅整備計画（平成25年6月：福島県発表）によると県内に3,700戸を整備する計画であり、会津若松市には100戸を整備する予定である。平成26年度中には入居できるタイムスケジュールになっている。

② 除染対策について

ア 学校給食食材検査事業

- ・市内18調理場において、月1回、各3品目の食材を検査
- ・調理済みの給食について毎日検査

イ 保育所給食食材検査事業

- ・保育施設19施設において、月1回、各3品目の食材を検査

ウ 線量低減化活動支援事業

- ・町内会等の団体が、地域において実施する草刈、清掃作業などの線量低減のための活動を支援（補助金交付）

エ 自家消費農作物等の検査

- ・家庭菜園などで作った自家消費のための野菜、採取したキノコ等の検査を市内6箇所を実施（流通販売している物は対象外）

オ 個人線量計整備事業

- ・バッジ式線量計 中学生以下の子どもに貸与
- ・電子式線量計 妊婦に貸与

※申し出のあった方に貸与する。高い数値を示した方が数人いたが、線量計を付けたままレントゲンをとったこと等が原因であり、通常の生活の中で高い数値が出ることは無かった。

カ ホールボディカウンター検査

- ・事前申し込み制で、対象は市内在住の4歳以上。
福島県も実施しているが、地域が広く、対象者も多いため、会津若松市独自で実施している。機械は「美空ひばりプロダクション」から寄付を受けている。

③ 風評被害対策について

- ・空間放射線量や農産物をはじめとする製品の放射性物質濃度、会津若松市が進める放射線対策とその過程、現状について、様々なイベント、キャラバン、メディア等を通じ、広く情報を発信した。

(2) 今後の防災対策

① 地域防災計画について

ア 現在の検討状況

- ・計画の見直しにあたっては、「東日本大震災に対する十分な検証」、「国、県計画や市内各種計画との整合性」、「計画に加え、各種運用マニュアル、災害時シミュレーション」の三部構成を基本的な考え方とし、今年度中に見直しを完了する予定。

イ 経験を活かした対策

- ・防災計画上、避難所は特定されているはずであるが、実際は各コミュニティセンター等防災計画上指定されていないところに人が集まっていた。これは行政の地域への周知不足があったか、それとももっと多くの避難所を開設すべきであったのかになると思うが、今後防災計画を見直していくうえでの課題である。

② 避難者受入れについて

- ・避難所には市内の小学校等が指定されているが、学校の授業が再開されることも勘案し、運動公園や体育館の運動施設を広域避難の受け入れに活用していくことを考えている。

(3) その他

① 石田東日本大震災対策室長、羽生田防災安全課副主幹との質疑

(観光客への対応)

- ・基本的に避難所に避難する観光客は少なかった。震災当日は交通機関がストップしていたため、宿泊先に延泊していた。今後の対策としては、観光マップに避難所を記載することを考えている。また、帰宅困難者の収容先も検討していかなければならないと考えている。

(防災教育について)

- ・震災のあった年から教材を作って学校で放射線に対する教育を実施している。市民や職員に対しては会津若松市の放射線管理アドバイザーによる講演や学習会を実施した。
- ・「自助」は小さい頃からの教育で身につけていくことが重要ではないかという発想からで、会津若松市は「あいづっこ宣言」のような独自の教育をしている下地があり、幼児期からの防災教育の実施を考えている。

(地区別防災カルテについて)

- ・市内を16地区（概ね中学校単位）に分け、地区ごとにワークショップを開催した。カルテの内容としては、住民にしか分からない危険箇所や住民目線の避難経路等の掲載をイメージしている。

② 視察状況写真



↑視察会場の会津若松市生涯学習総合センター（会津稽古堂）



↑会津若松市を代表して吉田市民部長のあいさつ



↑石田東日本大震災対策室から震災・事故の対応状況等について説明を受ける



↑意見交換の様子